

平成 30 年 11 月 5 日

はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様へ

神奈川県健康医療局保健医療部医療保険課
関東信越厚生局神奈川事務所

受領委任制度の開始に伴う届け出のお願い

日頃から、県民の方々の健康の保持増進と公的医療保険制度の円滑な運営に対し、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、既に厚生労働省のホームページや各種情報によりご存知のことと思いますが、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の方が行った施術療養費の請求については、平成 31 年 1 月から柔道整復師の施術療養費と同様に、受領委任制度による請求が開始されることとなりました。

これに伴い、現在、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」といいます。）が受付けている、国民健康保険と後期高齢者医療制度の施術療養費の請求については、来年 5 月（4 月受療分）以降、代理受領による申請受付はできなくなります。それ以降の請求は、受領委任の承諾が国保連で確認できませんと、患者の方が、直接、市町村の窓口に出向き、療養費として申請をしていただくこととなります。

この受領委任制度への切り替えにあたり、今後、受領委任制度による請求を希望されるはり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の皆様におかれましては、患者の負担軽減という点を踏まえ、申請から承諾に要する期間も考慮のうえ、来年 1 月末までに関東信越厚生局に対し、受領委任制度の届け出を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、協会けんぽ、健保組合、共済組合における「受領委任制度」「代理受領」の取扱いについては、それぞれの保険者にお問合せください。

問合せ先

国保指導グループ 神田、齋藤

電話 (045) 210-4881

高齢者医療対策グループ 原田、比嘉

電話 (045) 210-4885

関東信越厚生局神奈川事務所審査課調査係

電話 (045) 270-2053